

業界レポート  
廃棄物処理業

産業分類コード 88



## 廃棄物処理業（産業分類コード 88）

### (1) 市場概要

#### ① 営業種目

- 一般廃棄物処理業
- 産業廃棄物処理業
- その他の廃棄物処理業
- 管理、補助的経済活動を行う事業所

#### ② 業界規模

総売上高 3兆5,807億円

上場企業数 7社

非上場企業数 15,761社

※リスクモンスターが独自に集計した  
廃棄物処理を主業とする企業数

#### 産業廃棄物処理 許可取得事業者数

業区分	産業廃棄物処理		特別管理産業廃棄物処理	
	業者数	割合	業者数	割合
収集運搬業	116,548	92.0%	7,200	92.4%
収集運搬積替なし	109,079	86.1%	6,311	81.0%
収集運搬積替あり	7,469	5.9%	889	11.4%
処分業	10,162	8.0%	594	7.6%
中間処理のみ	9,457	7.5%	515	6.6%
最終処分のみ	254	0.2%	56	0.7%
中間処理・最終処分	451	0.4%	23	0.3%
計(延べ)	126,710	100%	7,794	100%

※収集運搬業・処分業の重複および産業廃棄物処理・特別管理産業廃棄物処理の重複あり

(出所) 環境省「産業廃棄物処理業者情報検索システム」

#### ③ 業界サマリー

廃棄物処理業とは、占有者において不要になった物（廃棄物）の回収・処分を請け負って代行することを業とするものであり、廃棄物処理法により「産業廃棄物処理業」と「一般廃棄物処理業」に大別される。

##### 「産業廃棄物処理業」

- 産業廃棄物とは、事業活動により発生する廃棄物のうち、廃棄物処理法によって定義された特定の20種類（廃酸、廃アルカリ、廃油、金属くずなど）を指す。
- 産業廃棄物の中でも、爆発性や毒性、感染性があり、特に人の健康や生活環境への被害が大きいものは特別産業廃棄物（pH2.0以上の廃酸、強廃アルカリ、アスベストなど）として扱われ、特別産業廃棄物の収集運搬および処分を行う場合には、特別管理産業廃棄物処理の許可が別途必要となる。また、特別産業廃棄物の最終処分は、「遮断型」と呼ばれる公共水域や地下水から完全に遮断された処分場にて行われる。
- 産業廃棄物処理業者全体の9割超が収集運搬業者であり、中間処理および最終処分を行う事業者は全体の1割未満である。

##### 「一般廃棄物処理業」

- 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のすべての廃棄物を指す。
- 一般廃棄物処理業は、生活に必要不可欠な社会インフラとして位置づけられており、事業の遂行が安定的かつ継続的に行われるよう、市区町村が統括的処理責任を負っている。
- 一般廃棄物処理業者は、市区町村ごとに定める廃棄物処理計画により事業者数が制限されているため、産業廃棄物処理業者に比べて自治体からの許可が下りにくく、障壁が高い。
- 許可を受けている一般廃棄物処理業者は約2.3万であり、産業廃棄物処理業者（延べ約12.7万）の6分の1程度である。

## (2) ビジネスモデル

廃棄物処理業は、処理プロセスごとに収集運搬業（川上部門）、中間処理業（川中部門）、最終処分業（川下部門）の3段階に分けられる。廃棄物処理を事業として行うためには、許可権者である各自治体からの許可が必要となり、収集運搬・中間処理・最終処分は、それぞれ異なる許可を取得する必要がある。また、収集運搬業のうち、一時的に特定の場所に廃棄物を集積し、一定量が蓄積された後に処理業者へ運搬する「積替保管」を行う場合は、積替保管許可が必要となる。さらに、廃棄物の積込みと荷卸しを行う自治体が異なる場合、それぞれの自治体から許可を得る必要がある。

### （川上部門 収集運搬業）

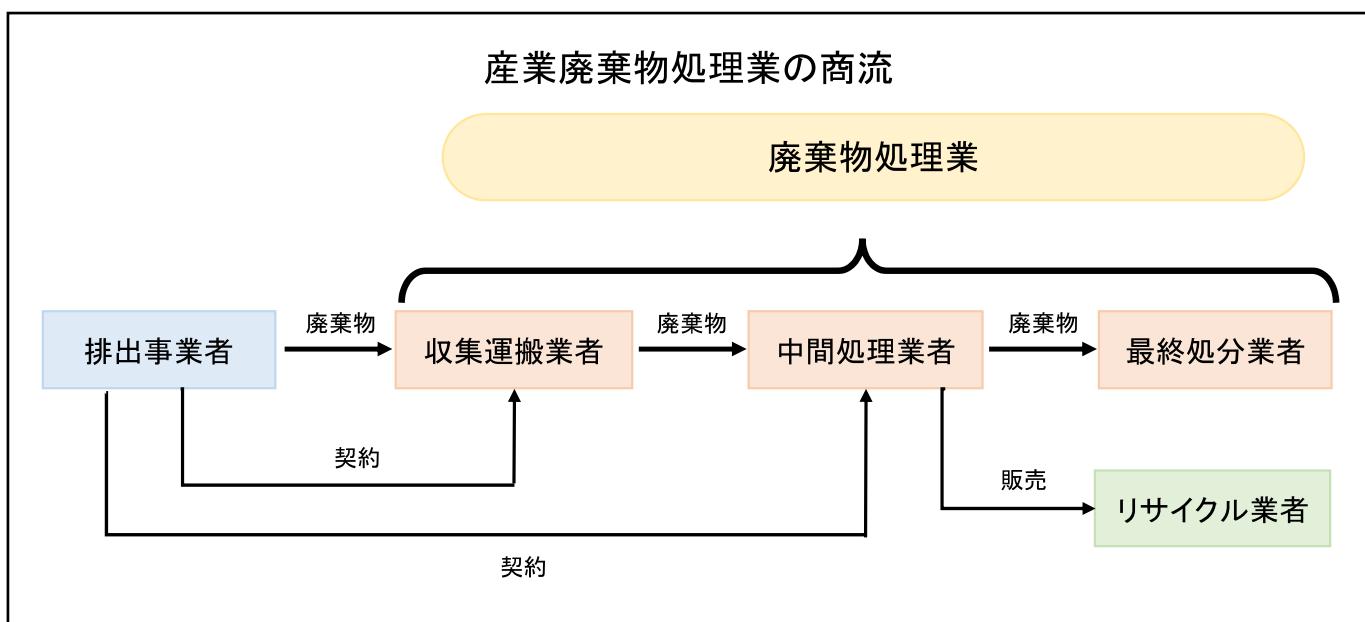
収集運搬業とは、廃棄物を輸送車や船舶に積載し、処理施設へ運搬する事業であり、収集運搬業者は企業や自治体からの依頼を受け、収集・運搬を行う。契約形態としては定期的な収集・運搬が多いが、廃棄物の量や種類に応じて料金を設定し、スポットで収集・運搬するケースもある。

### （川中部門 中間処理業）

中間処理業者は、焼却、分別、破碎、圧縮などの方法により最終処分の対象となる廃棄物の減容や、無害化、安定化処理を行う。また、中間処理を行った産業廃棄物の最終処分場への運搬料金や、再生可能な廃棄物の販売収益を得る。中間処理業者は、処理に必要な設備を有していることや環境配慮の観点より廃棄物の再利用・資源化に対する技術への対応が求められる。

### （川下部門 最終処分業）

最終処分とは、中間処理における焼却・処理残渣物を環境保全しながら安全に埋立処分することを指し、最終処分場では、リユースやリサイクルができない産業廃棄物の処分が行われる。最終処分場は、安定型、管理型、遮断型の3種類に分類され、安定型は、産業廃棄物20種類のうち生活環境への影響が少ない5種類について、埋立てて覆土を被せる単純構造の処分場となっている。生活環境への影響が大きい15種類は、雨水流入防止や遮水構造、汚水処理施設が備わった管理型処分場で処分され、特別産業廃棄物は公共水域や地下水から完全に遮断された遮断型の最終処分場で処分される。

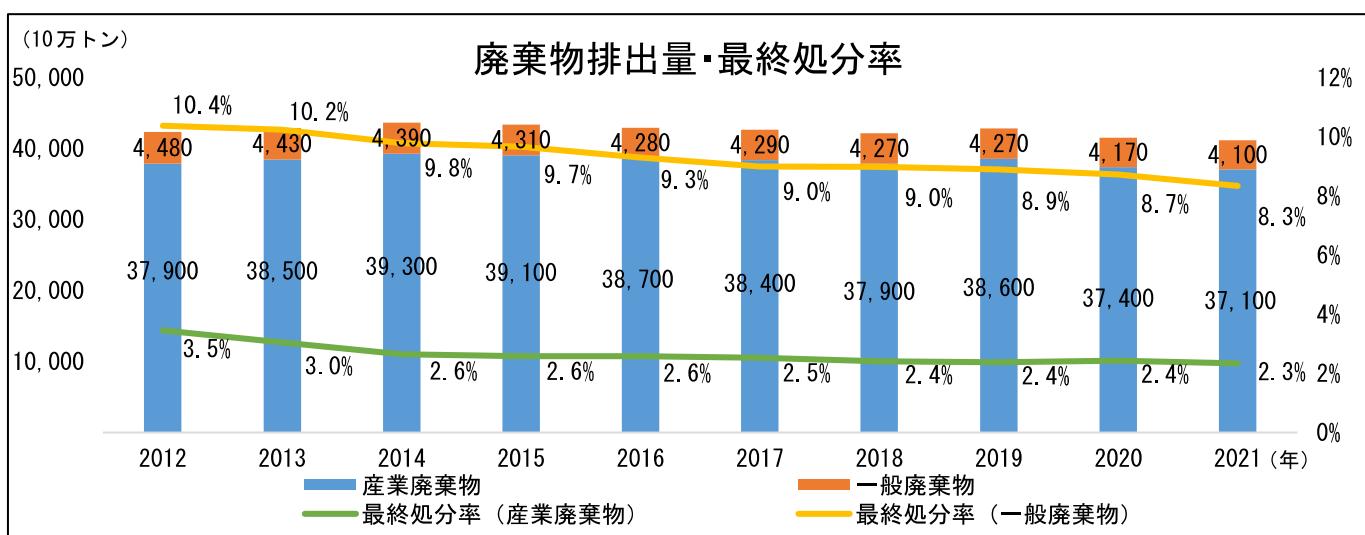


### (3) 業界動向

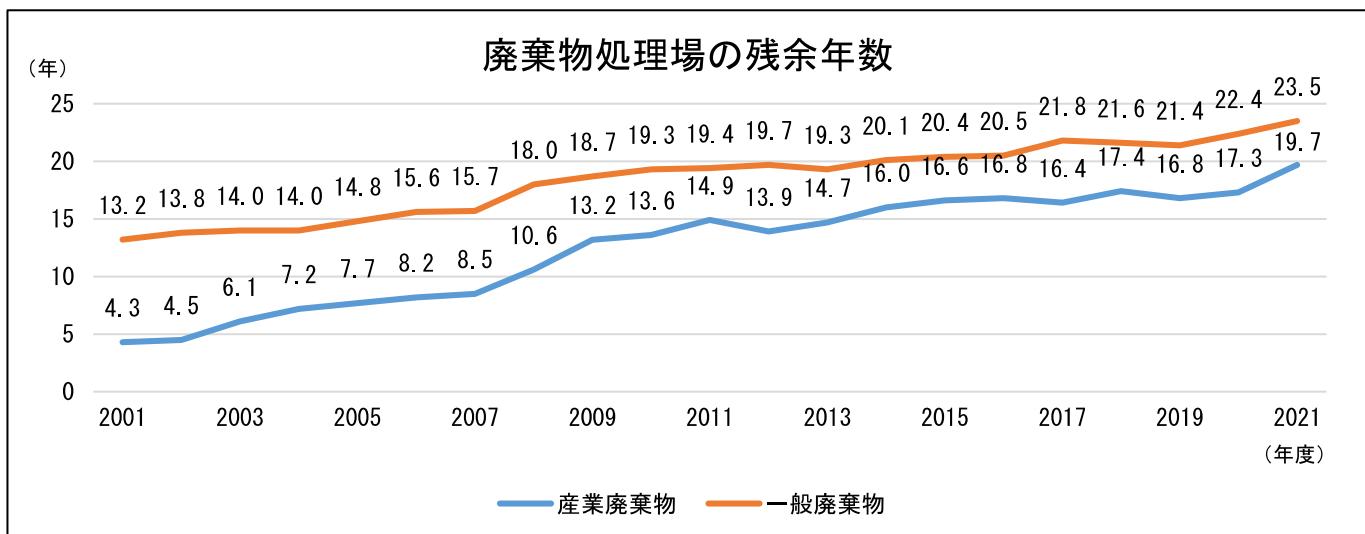
廃棄物の排出量は、産業廃棄物・一般廃棄物とともに直近10年間において概ね横ばいで推移する中、2019年以降はやや減少傾向にある。2020年のプラスチック製買物袋の有料化など、リサイクル・環境保全意識の高まりが排出量減少につながっているとみられる。

中間処理場における廃棄物の減容能力が向上しているほか、リサイクルの推進に加えて廃棄物の飼料化・肥料化、廃棄物発電などリサイクル技術の進歩により、最終処分率（埋立処分量／廃棄物等発生量）は産業廃棄物・一般廃棄物ともに減少傾向にある。

最終処分量や最終処分率の減少に伴い、廃棄物の埋立が可能な年数を計る廃棄物処理業の残余年数は年々増加しており、2021年における残余年数は産業廃棄物・一般廃棄物ともに20年前後まで長期化している。2000年以降、リサイクルに関する法整備が進んでおり、廃棄物の資源化が増加していることも残余年数の長期化に寄与しているといえよう。



(出所) 環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等」



(出所) 一般社団法人 産業環境管理協会「産業廃棄物処理施設・最終処分場の状況」、「一般廃棄物の排出・処理状況」

## (4) 財務指標分析

### (安全性分析)

廃棄物処理業は、道路貨物運送業に比べて安全性を示す自己資本比率が 18.0 ポイント、流動比率が 86.9 ポイント高くなっている。産業廃棄物処理の許可申請において、「財産的要件」として納税状況や債務超過状態の有無などが確認されることから、道路貨物運送業に比べて、財政面では健全な状態を維持しているといえよう。

### (収益性分析)

斯業種の売上高総利益率は、道路貨物運送業の約 2 倍となっており、売上高営業利益率・売上高経常利益率の面からも道路貨物運送業に比べて収益性が高い業種であるといえる。取扱品の性質上、廃棄物処理を事業として行うためには、すべての事業者が許可取得を要する点も付加価値につながっていると考えられる。

### (効率性分析)

収集運搬業者と処分業者は、同一の排出事業者とそれぞれ契約を締結する必要があり、同一の廃棄物を処理した場合でも契約条件が異なるケースがあるが、産業廃棄物処理業者の 9 割超が収集運搬業者であるため、売掛債権回転期間は道路貨物運送業とほぼ同水準である。また、道路貨物運送業と同様に運搬事業者が多いことから、棚卸資産をほとんど有しておらず、棚卸資産回転期間は、0.1 か月と短くなっている。

### 【財務指標】

		廃棄物処理業	道路貨物運送業
安全性	自己資本比率(%)	52.5	34.5
	流動比率(%)	263.3	176.4
	固定比率(%)	100.3	152.8
	借入依存度(%)	34.6	43.6
収益性	売上高総利益率(%)	54.0	25.9
	売上高営業利益率(%)	7.3	1.8
	売上高経常利益率(%)	8.4	2.6
効率性	売掛債権回転期間(か月)	1.4	1.5
	買掛債務回転期間(か月)	0.7	1.0
	棚卸資産回転期間(か月)	0.1	0.1

(出所) 中小企業庁「令和 4 年中小企業実態基本調査」

## (5) 与信限度額の考え方

### ■与信限度額の設定方法

与信限度額とは、取引において自社が許容する信用供与の最大額であり、いかなる時点でも超過してはならないものである。与信限度額は、「必要かつ安全な範囲内」で設定する必要がある。必要な限度額は、取引実態を基に算出し、安全な限度額は、自社の財務体力や取引先の信用力（格付）を基に算出する。

### ●与信金額（必要な限度額）

実際の取引において、必要となる与信金額。廃棄物処理業に対して発生する与信取引としては、運搬車両や処分施設、設備器具の販売・メンテナンスなどの「売買取引」や委託料を先払いする際の「委託取引」が挙げられ、継続取引における必要な与信金額は、以下のとおり算出される。

$$\text{与信金額} = \text{月間の取引金額} \times \text{回収サイト}$$

取引を行う際には、自社の取引条件が斯業種の平均水準から大きく乖離していないか、確認すべきである。買掛債務回転期間の業界標準値が「斯業種の平均的な支払サイト」を表しているため、「月間の取引金額×買掛債務回転期間の業界標準値」によって、与信金額の基準とすることができる。

$$\text{廃棄物処理業に対する平均的な与信金額} = \text{月間の取引金額} \times 0.7 \text{か月}$$

### ●基本許容金額（安全な限度額）

基本許容金額は、自社の財政がどの程度の貸倒れまで耐えうるかを予め計ることで、自社の体力を超える取引に対する牽制機能を働かせるものであり、自社の財務体力と取引先の信用力を考慮して算出する。一例として、自社の自己資本額に対して、取引先の信用力（格付）に応じた割合を安全な限度額とする方法がある。

$$\text{基本許容金額} = \text{自社の自己資本額} \times \underline{\text{信用力に応じた割合}}$$

(例：A 格 10%、B 格 5%、C 格 3%、D 格 0.5%、E 格 0.3%、F 格 0%)

### ●売込限度額（安全な限度額）

販売先において、自社との取引シェアが高くなり過ぎると、自社が取引から撤退することが困難となる恐れがある。そのため、取引先の信用力（格付）に応じて取引シェアに上限を設けるべく、取引先が抱える買掛債務額の一定割合を売込限度額として設定する方法が考えられる。

$$\text{売込限度額} = \text{買掛債務額} \times \underline{\text{信用力に応じた割合}}$$

(例：A 格 30%、B 格 20%、C 格 15%、D 格 10%、E 格 6%、F 格 0%)

仮に、取引先の売上高情報しかなく、買掛債務額が不明な場合であっても、業界標準値を用いて売上高総利益率（54.0%）と買掛債務回転期間（0.7 か月）から、以下のように買掛債務額を推定することができる。

$$\begin{aligned}\text{買掛債務額} &= \text{売上高}/12[\text{月商}] \times (1-0.54)[\text{原価率}] \times 0.7(\text{か月})[\text{買掛債務回転期間}] \\ &= \text{売上高} \times 0.027\end{aligned}$$

(例：売上高 100 億円・A 格の場合：100 億円 × 0.027[買掛債務額] × 30%[信用力に応じた割合] = 0.81 億円)

## (6) 与信管理のポイント

廃棄物処理業は、環境汚染物質の発生や騒音・粉塵による生活被害が生じるなど、環境や生活への影響が大きいいため、厳しい法規制が課せられており、収集運搬・中間処理・最終処分を事業として行うためには、事業ごとに許可を受ける必要がある。また、産業廃棄物の処理においては、発生場所と処分場所の都道府県が異なるケースも多く、積載地と処分地それぞれの自治体から許可を受けなければならないため、各自治体のホームページなどから取引先が適切な許可を取得していることを確認する必要がある。

産業廃棄物処理における収集運搬には、廃棄物収集車として廃棄物の飛散・流出や悪臭の発生を抑制する設備を有する特殊な車両が必要であり、中間処理・最終処分においては、環境汚染対策を講じた特殊な処理施設が必要となることから、斯業種を事業として行うためには多額の設備投資資金を要する。他方、斯業種は、許可によって事業可能な地域が限定されるため事業規模を拡大しにくく、財務基盤が脆弱な小規模事業者が多いことから、取引時には車両や処理施設の耐用年数を調査し、取引先の決算書から設備投資可能な現預金の有無や、担保設定状況などから借入可能な財政状態であるかを確認すべきである。

廃棄物処理法では、産業廃棄物の排出事業者が最終処分に対する責任を有することと定められており、委託先である収集運搬業者や処分業者が不法投棄などの不適切な処理を行った場合、排出事業者が責任を問われる。こうしたリスクを回避するためには、各自治体が公表している行政処分情報において委託先の収集運搬業者や処分業者が過去に不適切な処理をしていないか、確認しておくことが有効といえる。

排出事業者が産業廃棄物の運搬や処分を処理業者に委託する際、引渡し時に排出事業者が産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、委託した廃棄物が適切に処分されたことを確認する義務がある。安全かつスムーズに処理を実施できる事業者に委託できるよう、委託先に対して行政処分による不適切な処理の履歴のみならず、各都道府県が一定の基準を満たした事業者に対して認定している「優良産廃処理業者」であるかも確認しておきたい。

なお、マニフェストの発行義務は排出事業者にあるが、近年は運搬業者が実務を代行するケースが多い。しかし、廃棄物の処理責任は排出事業者にあることから、運搬業者が用意したマニフェストであっても、内容をきちんと精査し不適切な処理が行われないように管理する必要がある。

### 【参考資料】

中小企業庁：「令和4年中小企業実態基本調査」

環境省：「産業廃棄物の排出及び処理状況等」

「一般廃棄物の排出及び処理状況等」

「産業廃棄物処理業者情報検索システム」

一般社団法人 産業環境管理協会：「産業廃棄物処理施設・最終処分場の状況」

「一般廃棄物の排出・処理状況」

業種別審査事典（一般社団法人 金融財政事情研究会）